

毎週火、金曜日発行（但休日は当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

鳥取県告示第七十号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）

第二十条第三項並びに第二十一条第二項の規定に基き、昭和三十三年四月一日から実施する小売販売業者甲の事業区域並びに最低登録保有数を次のように定める。

昭和三十三年三月七日

告示

示

市町村名 事業区域名 事業区域の範囲 最低登録保有数

鳥取市	鳥取市第一	旧鳥取市（賀露を除く）と大村の一部及び国府町奥谷の一部並びに旧千代水村を含む区域	四〇〇
"	"	第二 旧面影村の区域（大村の一部を除く）	三〇〇
"	"	第三 旧米里村の区域	一〇〇
"	"	第四 旧倉田村の区域	三〇〇

- ◆ 告示
- 目次
- 小売販賣業者甲の事業区域及び最低登録保有数
- 畜農家創設事業資金利子補給補助金及び損失補償交付要綱
- 大山山麓集約酪農地域自給飼料増産計画
- 牛の結核及びブルセラ病の検査
- 土地改良区役員の退任及び就任
- 肥料登録の変更
- 肥料検査成績の公表
- 国土調査事業補助金交付要綱
- 結核予防法による医療機關の指定
- 道路の区域の変更
- ◆ 人委規則・職員の初任給、昇給等の基準に関する規則の一部改正
- 昭和三十二年度鳥取県職員採用上級、中級試験合格者氏名

第六 旧田後村の区域	三〇〇	用瀬町 用瀬町	第五 旧国英村の区域	三〇〇
第七 旧東村の区域	三〇〇	用瀬町の区域	三〇〇	用瀬町の区域
第八 旧岩井町の区域	三〇〇	佐治村 佐治村	二五〇	佐治村の区域
第九 旧蒲生村の区域	一五〇	智頭町 智頭町第一	三〇〇	旧智頭町及び大字岩神、三田、山根の区域
福部村 福部村	三〇〇	第二 旧山形村の区域	三〇〇	旧那岐村の区域
郡家町 郡家町第一	二五〇	第三 旧富沢村の区域（大字岩神を除く）	一五〇	旧富沢村の区域（大字三田、山根を除く）
郡家町 第二	一五〇	第四 旧山郷村の区域	一五〇	旧山郷村の区域
第四 旧下私都村の区域	九〇	第五 旧土師村の区域（大字三田、山根を除く）	一三〇	旧土師村の区域（大字三田、山根を除く）
第五 旧中私都村の区域	一五〇	第六 八頭村	一五〇	八頭村の区域
第六 旧上私都村の区域	三〇〇	八頭村	三〇〇	八頭村の区域
船岡町 船岡町第一	三〇〇	丹比村 丹比村	三〇〇	丹比村の区域
船岡町 第二	二〇〇	若桜町 若桜町第一	三〇〇	旧若桜町の区域
第三 旧隼村の区域	二〇〇	若桜町 第二	三〇〇	旧池田村の区域
第二 旧大伊村の区域	一五〇	若桜町 第三	三〇〇	旧宝木村の区域
第三 旧八上村の区域	三〇〇	氣高町 氣高町第一	三〇〇	旧酒津村の区域
第四 旧河原町の区域	三〇〇	氣高町 第二	三〇〇	旧瑞穂村の区域
第四 旧散岐村の区域	九〇			

伯仙町	伯仙町第一	旧県村の区域	二五〇
村	日吉津	日吉津村	二五〇
大山町	大山町	日吉津の区域（米子市二 本木の一部を含む）	二五〇
大山町	大山町第一	旧大山村及び中山町、名 和町の一部を含む区域	二一〇〇
名和町	名和町	第三 旧所子村の区域	二三〇〇
黒坂町	黒坂町	第二 旧高麗村の区域	二三〇〇
高宮村	高宮村第一	旧阿尾縁村の区域	一三〇
伯南町	伯南町第一	旧大宮村の区域	一一〇
多里村	多里村	第二 旧山上村の区域	一一〇
福栄村	福栄村	多里村の区域	一五〇
石見村	石見村	福栄村の区域	一五〇
		石見村の区域	一五〇

鳥取縣告示第七十一号

有畜農家創設事業資金利子補給補助金及び損失補償金交付要綱を次のように定める。

鳥取県知事
遠 藤

有蓋農家創設事業資金和子補給編

批牛禪集卷之三

第一条 知事は、有畜農家創設特別措置法（昭和二十八年法律第二百六十二号。以下「法」という。）に基いて

有畜農家創設事業を行つた農業協同組合の有畜農家創

伯南町	伯南町第一	旧日野上村の区域
福栄村	第二	旧山上村の区域
多里村	多里村	多里村の区域
石見村	福栄村	福栄村の区域
石見村	石見村	石見村の区域

三〇〇
一五〇
一五〇
一五〇
一五〇

鹿野町	第四 旧逢坂村の区域	一〇〇	由良町	第二 旧栄村の区域	一五〇
鹿野町第一	第五 旧浜村町の区域	三〇〇	東伯町	由良町	二 由良町の区域
鹿野町第一	第二 旧勝谷村の区域	九〇	東伯町第一	旧八橋町、浦安町、下郷 村の区域（旧上郷村倉坂を 含む）	三〇〇
青谷町	第三 旧小鶴河村の区域	三〇〇	赤崎町	第二 旧上郷村の区域（倉坂を 除く）	九〇
青谷町第一	旧青谷町の区域	九〇	中山町	第三 旧古布庄村の区域	九〇
第三 旧中郷村の区域	三〇〇	中山町	赤崎町	赤崎町の区域	三〇〇
第四 旧勝部村の区域	一五〇	中山町	中山町	原の一部を除く）	二〇〇
羽合町	第五 旧日置村の区域	三〇〇	西伯町	西伯町第一	七五
泊村	泊村	二六〇	西伯町	第二 旧天津村の区域	三〇〇
羽合町	羽合町の区域	二〇〇	第三 旧法勝寺村の区域	三〇〇	
東郷町	東郷町	二〇〇	第四 旧上長田村の区域	五〇	
三朝町	三朝町	二〇〇	第五 旧東長田村の区域	二五	
関金町	関金町	二〇〇	会見町	会見町第一	六〇
北条町	北条町第一	一五〇	岸本町	第二 旧手間村の区域	一〇〇
北条町第一	旧中北条村の区域	二〇〇	岸本町第一	旧幡鄉村の区域	一三〇
大栄町	第二 旧大誠村の区域	二〇〇			三〇〇

設事業資金の利子及び有畜農家創設事業資金を融資した農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫その他法で定める金融機関（以下「融資機関」といいう。）が当該融資をしたことにより受けた損失に対し、鳥取県補助金等交付規則（昭和三十二年四月鳥取県規則第二十一号以下「規則」という。）及びこの要綱により予算の範囲内において補助金を交付する。

第二条 この要綱において「利子補給補助金」とは有畜農家創設事業を行つた農業協同組合の有畜農家創設事業資金の利子に対する補助金をいい、「損失補償金」とは融資機関が有畜農家創設事業資金を融資したことにより受けた損失に対する補助金をいう。

第三条 第一条による損失補償金は、別記有畜農家創設事業資金の融資に関する損失補償契約款に定める諸条項により鳥取県知事を甲とし融資機関を乙として第一号様式による契約書を作成し契約を締結した融資機関に交付するものとする。

2 鳥取県知事を甲とし融資機関を乙としてすでに有畜

る。

第六条 規則第十四条に規定する補助事業等完了届は別記第一号様式によるものとする。

第七条 農業協同組合が利子補給補助金の交付を受けようとするときの規則第五条第一号の事業計画書は別記第三号様式によるものとする。

2 前項の利子補給補助金等交付申請書は次の区分によりそれぞれ期日までに知事に提出しなければならない。

期首に属する月	区分	提出期限	摘要	要
一月から六月までの期間に係るもの	前期	七月十五日	期首とは貸付の実行を受けた月（自己資金にあっては農家に家畜を引渡したもの）	
七月から十二月までの期間に係るもの	後期	一月十五日	月をもつて	

第八条 融資機関が保管している当該有畜農家創設事業資金借用に関する証書の写及び損失に関する計算書（別記第

農家創設事業資金の融資に関する損失補償契約を締結したものについては、前項により契約を締結した融資機関とみなす。

第四条 利子補給金の額は有畜農家創設事業資金のうち、知事が認証した額の範囲内における融資金額につき年利一割一分五厘、すえおき期間一年及び次の償還期限による元利均等年賦償還の条件で受けたものとした場合における毎年の利子額のうち五分に相当する額を限度とする。

乳牛	牛	四年
和牛	馬	五年
めん羊	三年	

2 前項の利子補給補助金は貸付を受けた月から起算して半箇年分ごとに区分して交付する。

第五条 損失補償金の額は、融資機関ごとに当該融資機関がした融資一件ごとの融資元本のうち知事が認証した額（融資元本が知事の認証した額より少いときはその融資元本）の百分の三十に相当する金額を限度とす

四号様式）を請求書に添えてすみやかに知事に提出しなければならない。

第九条 利子補給補助金の交付を受けた農業協同組合が提出する規則第十八条の規定による補助事業等実績報告書は別記第五号様式によるものとし、その提出は次の区分による。

期首に属する月	区分	提出期限
一月から六月までの期間に係るもの	前期	同年十二月末日
七月から十二月までの期間に係るもの	後期	翌年六月末日

附則

- 1 この要綱は、昭和三十三年三月十五日から施行する。
- 2 有畜農家創設事業資金利子補助要綱（昭和二十九年八月鳥取県告示第四百二十六号）は、廃止する。

た場合において、甲が適当と認めたときは、当該請求書を受理した日から三十日以内に補償金を支払うものとする。ただし、調査のため特に時日を要するときはこの限りでない。

2 甲が前項の期間内に補償金を支払わないときは、前項の期間満了の日の翌日から支払日まで補償すべき金額につき日歩 錢 厘 毛(原資金の利率と同一とする)の割合で計算した利子を支払うものとする。

第六条 乙が融資をするときは、担保を提供させ又は二人以上の連帯保証人を立てさせなければならない。

2 前項の規定により担保を提供させ又は保証人を立てさせた場合において、やむを得ない事由により当該担保の処分をする以前又は保証債務の履行を請求する以前に損失補償の請求をしようとするときは、甲の承認を受けなければならない。

第七条 乙は、この契約により損失補償金の交付を受けたのちも善良な管理者の注意をもつて、当該融資にかかる債権の回収に努めるものとする。

有畜農家創設事業資金の融資に関する損失 補償契約約款

第一条 損失補償の金額は融資機関ごとに、当該融資機

関がした融資一件ごとの融資元本のうち、知事が認証した額(融資元本が知事の認証した額より少いときは、その融資元本)の百分の三十に相当する金額を限度とする。

第二条 この約款にいう損失とは融資元本の最終償還期

限到来後、融資金の償還期限が二年未満の場合にあつては三箇月、二年以上三年未満の場合にあつては六箇月、三年以上の場合にあつては一箇年を経過して、なお元本又は利子(遅延利子を含む。)の全部又は一部について回収されなかつた場合におけるその間の回収されなかつた金額とする。

2 前項の遅延利子の利率は原資金の利率と同一とする。

3 乙が甲の承認を得て、この契約に基く融資について期限の利益を喪失させた場合は、最終償還期限が到来

したものとみなすものとする。

第三条 損失補償の対象となる融資は、次の各号の条件

に該当するものに限るものとする。

一 債還期間及びすえおき期間が、次表の上欄に掲げる融資の種類ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に定める条件に従うもの。

融資の種類	償還期間	おき期間
乳牛の購入又は借受に要した資金	四年以内	一年以内
役用牛の購入又は借受に要した資金	五年以内	一年以内
めん半の購入又は借受に要した資金	三年以内	一年以内

二 この融資により当該組合等が行う有畜農家創設事業によつて農家が負担する利子相当額が年利七分五厘をこえないもの。

第四条 乙が融資した貸付金について、損失を生じた場合は乙からの請求に基き、甲は損失に対する補償金を現金で支払うものとする。

第五条 前条の規定により乙から損失補償の請求があつたものとみなすものとする。

2 前項の場合において、乙は当該融資に係る債権の回収によつて得た金額のうちから、債権行使のために必要とした費用を控除し、残額があるときは、これを当該融資について損失補償を受けない損失のてん補に充當し、なお残額があるときは当該融資により甲から受けた損失補償の金額に達するまでの金額を債権を回収した日から三十日以内に甲に納付するものとする。

3 前項による乙の納付が遅延したときは、乙は納付すべき金額につき債権を回収し三十日を経過した日から納付日まで日歩三錢の割合で計算した延滞利子を甲に支払うものとする。

第八条 前条第二項の債権行使のために必要とした費用の範囲は、次のとおりとする。

一 利子支払及び元本償還の請求に関する訴訟費用、裁判上の督促手続費用又は強制執行に関する費用、その他債権保全のために必要な費用。

二 前号の手続のために要する書類の調整費用。

第九条 乙は、常に甲の損失補償に係る貸付債権の保全

に必要な注意を払い、債務の履行を困難とする事情を知つたときは、すみやかに甲に通知するものとする。

第十一条 甲の損失補償に係る債権に対し、償還期限までに弁済がない場合には、乙は甲が補償しない債権の取立ての方法と同じ方法をもつて債権の取立てをするものとする。

第十二条 乙が故意又は過失により債権の保全を怠り又は取立てる 것을怠つたため、甲の補償にかかる貸付債権の全部又は一部の弁済を受けることができなかつた場合においては、甲は乙が適当な措置をとれば弁済を受けるであろう限度において補償の義務を免がれるものとする。

第十三条 乙は、甲の損失補償に係る資金の融資を受けたものが、その資金を目的以外に使用した場合は、直ちにその全部又は一部につき一時に繰上償還をさせなければならない。

第十四条 乙は、この契約締結後において貸付条件を変更したときは、すみやかに甲に通知するものとする。

第十五条 甲がこの契約による乙の融資に関する帳簿、書類等を検査させることを必要とした場合には、乙はこれに協力するものとする。

第十六条 乙がこの契約に違反したときは、甲は乙のした融資についてその補償すべき損失の全部若しくは一部について補償せず又は乙はすでに交付を受けた補償金の全部若しくは一部を返還しなければならない。

第十七条 「法」が改正又は廃止されたとき必要があれば両者協議のうえ、この契約の内容を変更するものとする。

第十八条 この契約に定めたもののほか、必要な事項については、甲、乙協議のうえこれを定めるものとする。

00586

00585

第二号様式

有畜農家創設事業資金の融資に関する損失補償契約

有畜農家創設特別措置法に基き昭和 年度において左記の有畜農家創設事業資金を融通することにより生ずる損失に対し、鳥取県知事を甲とし融資機関 を乙として有畜農家創設事業資金利子補給補助金及び損失補償金交付要綱に定めるもののほか、有畜農家創設事業資金の融資に関する損失補償契約約款に定める条項により損失補償契約を締結する。

右の契約の証として、この契約書式通を作成し、甲乙各原本を保有する。

記
昭和 年 月 日
甲　鳥取県知事 氏
乙　住 所 氏
名印

貸付先名	貸付年月日	貸付金額	償還期限	備考
計				

注 農業協同組合が融資機関の場合で県信連会長にこの契約の締結に関する一切の権限を委任した場合、その代理人と知事とが締結する損失補償契約書の左記の貸付先名は、融資機関である農業協同組合名を記載し、備考欄に貸付者別融資金額を記載するものとする。

00589

14号 第2900号 報 公 县 取 鳥 日 曜 金 和33年3月7日 昭和33年3月7日

様式印

損失に關する計算書

融資し た組合名	損失補 償契約 年月日	融資額 年月日	融資 償還 年月日	導入家畜 頭数	既返済 額	未返済 額	未返済 額	未返済 額	未返済 額	未返済 額	未返済 額
計											

注 1 融資した組合名とは、融資機関に損失を与えた組合名であつて、融資1件ごとに各欄に記載する。

2 単位農業協同組合が融資機関である場合には、融資1件ごとにこの様式により作成するものとし、融資し組合名欄は損失を与えた組合員名を記載し、各人ごとの状況を記載する。

3 損失補償契約年月日には、知事と「有畜農家創設事業資金の融資に関する損失補償契約」を締結した年月日とする。

様式印

(4)

昭和 年 月 日

農業協同組合長 氏

印

鳥取県知事 氏 名 殿

昭和 年度 期有畜農家創設事業資金利子補給補助事業実績報告書

昭和 年 月 日付受蓄第 号により交付決定され、交付された標記利子補給補助金を別記のとおり関係農家に交付したので鳥取県補助金等交付規則第18条の規定により報告する。

(5) 事業 成績 書

事業 実施 年度	導入 導入 家畜 頭數	購買金額 のうち融 資を受取 れ金額	購買金額 融資 年月日	融資機関	償還 期限	利子補給 期間	期首未済 金額	同左に對 する利子 年月日	支拂 付 金額	備 考

注 事業単位ごとに各欄に記載する。

15 昭和33年3月7日 第2900号 報 公 县 取 鳥 日 曜 金 和33年3月7日

00590

卷之三

区	分	予算額	決算額	比較増減	備考
支 出 の 部	分	予 算 額	決 算 額	比較増減	備 考
区	補助金				
有農家創設事業奨励金子補給 補給金					
計					

鳥取縣告示第七十一號

規定により次のとおり告示する。

昭和三十三年三月七日

昭和三十三年度大山山麓集約酪農地域自給飼料增産計画

烏取縣知事達

四

بِسْمِ اللَّهِ الرَّحْمَنِ الرَّحِيمِ

00594

卷之三

町村名	本地の所住地			面積 km ²
	面積 km ²	面積 km ²	面積 km ²	
倉吉市	倉吉市上余戸字大谷 森谷山	5.0	名和町	1.0
		5.0	名和町大字麻原 加茂	5.0
	赤穂町	5.6	溝口町	3.0
	三朝町	5.7	溝口町古市字向原 大字福田	5.0
	赤穂町字余戸	5.0	金屋谷	5.0
	栗谷	5.0	江府町	5.0
	赤穂町大字三谷	5.0	江府町大字御机 大字具田	5.0
	岸本町	4.6	杉谷	5.0
	岸本町大字坂長	5.0	富市	5.0
	小野字堤谷	4.4	大ダナ谷	4.7
	大山町妻木字曉田	2.5	久連空山	5.0
	長田松尾	1.5		
	長田頭	1.2		
	坊領	5.0		
	今在家	5.0		
	栗谷	3.3		
	馬那良	3.3		
	高井字長谷	3.5		
		合計		129.5

鳥取県告示第七十三号

次のように牛の結核及びブルセラ病の検査を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により牛の所有者に對して検査をうけることを命ずる。

昭和三十三年三月七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 実施の目的 結核及びブルセラ病予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一施設内で飼育している牛。ただし生後六箇月、分娩前一箇月及び分娩後十日以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び注射駆除の方法

結核病検査 皮内注射法
ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応、試験管凝

別表	実施月日	実施区域	実施場所
一 次	二 次	三月十二日 三月十五日 山形 八頭郡智頭町	青津家畜検査場

実施月日	実施区域	実施場所
十四日	十七日	用瀬町
十五日	十八日	国英、河原町
十六日	十九日	若桜町若桜
十七日	二十日	丹比村
十八日	二十一日	郡家町下
十九日	二十二日	八頭村安部
二十日	二十三日	船岡町船岡
二十一日	二十四日	若桜家畜市場
二十二日	二十五日	若桜町若桜
二十三日	二十六日	丹比村
二十四日	二十七日	郡家町國中
二十五日	二十八日	八頭町國中
二十六日	二十九日	船岡町船岡
二十七日	三十日	見瀬中
二十八日	一月一日	船岡家畜市場

集反応

鳥取県告示第七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が就任及び退任した旨届出があつた。

昭和三十三年三月七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

退任した役員の氏名及び住所

大沢土地改良区

理事 谷口 虎文 鳥取市滝山

就任した役員の氏名及び住所

美用土地改良区

理事 末次 良雄 日野郡江府町大字美用

登録番号 肥料の名称 (保証成分量)

(パーセント)

生産業者の住所氏名 變更年月日 變更した事項

昭和三十三年三月七日 鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第七十五号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十三条第一項の規定により、次のとおり生産業者の代表者を変更した。

昭和三十三年三月七日 鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県 第二〇五号

蚕蛹油かす

塩酸全量

一〇〇

京都府綾部市青野町膳所一石田一郎 三三、一、

代表者波多野林一郎と变更

過磷酸石灰	株式会社多木製肥所	一
硫酸加里	江商株式会社	二
第一種複肥料	林兼産業株式会社	三
魚かす粉末	丸金製油株式会社	六
菜種油かす紛末	熊沢製油株式会社	一
大豆油かす	豊国産業株式会社	二
ひまし油かす紛末		○ ○ ○ ○ ○ ○

鳥取県告示第七十七号

鳥取県国土調査事業補助金交付要綱を次のように定める。

昭和三十三年三月七日

鳥取県知事 遠藤茂

(趣旨)

鳥取県国土調査事業補助金交付要綱

第一条 知事は、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号。以下「法」という。）に基き市町村又は土地改良区等（以下「補助事業者等」という。）が行う国土調査等に要する経費に対し、鳥取県補助金等交付規則

（昭和三十二年四月鳥取県規則第二十二号。以下「規則」という。）による外、この要綱により、毎年度予算の範囲内において補助金を交付する。
(補助率)

第二条 前条に規定する経費及び補助率は次のとあります。

一 法第六条の四の規定により補助事業者等が実施する地籍調査に要する経費 当該経費の六分の五以内
二 補助事業者等が実施する地籍調査の技術の講習（以下「講習」という。）に要する経費 当該経費の

(十月分)

肥料の種類

保証票添附者

検査点数 うち不合格点数

硫酸アンモニア

八幡化学工業株式会社

○ ○ ○ ○ ○ ○

第一種複合肥料

鳥取県中央農業協同組合連合会

○ ○ ○ ○ ○ ○

菜種油かす粉末

長瀬農業協同組合

○ ○ ○ ○ ○ ○

硫酸アンモニア

窒素加肥料工業株式会社

○ ○ ○ ○ ○ ○

第一種複合肥料

八幡化学工業株式会社

○ ○ ○ ○ ○ ○

魚かす海産動物配合

住友化学工業株式会社

○ ○ ○ ○ ○ ○

(十一月分)

鳥取県中央農業協同組合連合会

○ ○ ○ ○ ○ ○

尿素

大洋漁産株式会社

○ ○ ○ ○ ○ ○

(十二月分)

宇信興産株式会社

○ ○ ○ ○ ○ ○

魚かす海産動物配合

大洋漁産株式会社

○ ○ ○ ○ ○ ○

尿素

八幡化学工業株式会社

○ ○ ○ ○ ○ ○

魚かす海産動物配合

住友化学工業株式会社

○ ○ ○ ○ ○ ○

尿素

鳥取県中央農業協同組合連合会

○ ○ ○ ○ ○ ○

魚かす海産動物配合

大洋漁産株式会社

○ ○ ○ ○ ○ ○

尿素

八幡化学工業株式会社

○ ○ ○ ○ ○ ○

魚かす海産動物配合

住友化学工業株式会社

○ ○ ○ ○ ○ ○

尿素

鳥取県中央農業協同組合連合会

○ ○ ○ ○ ○ ○

尿素

八幡化学工業株式会社

○ ○ ○ ○ ○ ○

尿素

住友化学工業株式会社

○ ○ ○ ○ ○ ○

尿素

鳥取県中央農業協同組合連合会

○ ○ ○ ○ ○ ○

尿素

八幡化学工業株式会社

○ ○ ○ ○ ○ ○

尿素

住友化学工業株式会社

○ ○ ○ ○ ○ ○

尿素

鳥取県中央農業協同組合連合会

○ ○ ○ ○ ○ ○

尿素

八幡化学工業株式会社

○ ○ ○ ○ ○ ○

尿素

住友化学工業株式会社

○ ○ ○ ○ ○ ○

尿素

鳥取県中央農業協同組合連合会

○ ○ ○ ○ ○ ○

尿素

八幡化学工業株式会社

○ ○ ○ ○ ○ ○

尿素

住友化学工業株式会社

○ ○ ○ ○ ○ ○

尿素

鳥取県中央農業協同組合連合会

○ ○ ○ ○ ○ ○

尿素

八幡化学工業株式会社

○ ○ ○ ○ ○ ○

尿素

住友化学工業株式会社

○ ○ ○ ○ ○ ○

尿素

鳥取県中央農業協同組合連合会

○ ○ ○ ○ ○ ○

尿素

八幡化学工業株式会社

○ ○ ○ ○ ○ ○

尿素

住友化学工業株式会社

○ ○ ○ ○ ○ ○

尿素

鳥取県中央農業協同組合連合会

○ ○ ○ ○ ○ ○

実施した肥料検査の結果は次のとおりである。

昭和三十三年三月七日

鳥取県知事 遠藤茂

茂

鳥取県告示第七十六号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条の規定に基き、昭和三十二年十月、十一月及び十二月に

昭和三十三年三月七日

鳥取県知事 遠藤茂

茂

(申請)

十三条 補助金の交付を受けようとする補助事業者等は、知事が別に定める期日までに補助金交付申請書に次に掲げる書類正副二部を添付して提出しなければならない。

一 事業計画書(第一号様式)

二 その他知事が必要と認める書類

(承認)

第四条 規則第十一条の規定により事業の中止若しくは廃止又は事業計画変更の承認を受けようとするときは、第二号様式による承認申請書正副二部を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第五条 第二条第一号の補助金の交付を受けた補助事業者等は、補助金の交付の決定に係る年度の十二月三十日現在における地籍調査に関する状況報告書を第三号様式により作成し、翌年一月十日までに正副二部知

十分の十以内

事に提出しなければならない。

(実績報告)

第六条 規則第十八条に規定する実績報告書は、第四号様式により補助事業完了の日から一ヶ月を経過した日又は補助金が交付された年度の翌年度の四月五日のいずれか早い期日までに正副二部を提出しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和三十二年四月一日から適用する。

第一号様式

(イ 地籍調査)

事業計画書

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
- 3 事業の遂行計画

作業種別	作業量	縮尺	精度	地形、利用状況 筆の形状	完了予定期日	備考

4 補助事業に要する経費の配分

経費の配分目	金額	補助事業に要する経費	負担区分	備考

0060%

第2900号

27 昭和33年8月7日 金曜日 烏取県公報 第

27 昭和33年8月7日

金曜日 鳥取県公報 第2900号

00601

900号 26

昭和33年3月7日

金

۲۰

華東師大

地籍開墾事業に要する経費の作業種別内訳

卷之三

(四) 謂言

事義圖言

- 1 事業の目的
 - 2 事業の内容
 - 3 事業の遂行計画

4 経費の配分及びその算出基礎

経費の額分	補助事業に要する経費	負担区分	経費算出の基礎
目	金額	県	市町村
計			

様式

第2900号 28
昭和33年3月7日 金曜日 鳥取県公報

昭和33年3月7日

昭和 年度 國土調査事業の内容及び補助事業に要する経費(地籍調査、講習)

の変更(中止又は廃止)承認申請書

年度 國土

昭和 年 鳥取県指令受辦第 号により補助金交付の決定の通知を受けた昭和 年度 國土

年 月 日

鳥取県知事

年

月

日

補助事業者

年

月

日

00604

第2900号

事由

(注) 別紙の作成要領は、次のとおりとする。

- 1 廃止承認申請の場合は、省略する。
- 2 変更承認申請の場合は、事項別に第1号様式に準じて作成し、変更前を赤字変更後を黒字で列記すること。
- 3 中止承認申請の場合は、事項別に第4号様式に準じて作成すること。

様式

金曜日

鳥取県公報

昭和33年3月7日

鳥取県知事

年

月

日

年

月

日

補助事業者

年

月

日

昭和 年度 國土調査事業状況報告書

昭和 年鳥取県指令受辦第 号により補助金の交付を受けて実施している昭和 年度 國土調査事業の昭和 年1~2月31日までの遂行状況を、鳥取県國土調査事業補助金交付要綱第5条に基き、下記のとおり報告する。

記

第2900号 29
昭和33年3月7日

00605 公報 第2900号 30

昭和33年3月7日 金曜日 鳥取県公報 第2900号 30

31 昭和33年3月7日 金曜日 鳥取県公報 第2900号

00606

事業種別	事業量	予定量	実績量	進ちょく率	備考
一 筆 地 調 查					
地籍図根三角測量					
地籍図根多角測量					
地籍細部測量					
地 積 測 定					
地籍図及び地籍簿の作成					
備 考					

第四号樣式

九
五

鳥取県知事

三

第
年
月
日
号

卷之三

昭相平烏取原指帝文新第

1
支那通商銀行金交付要綱第6条により報告する。

三

作業種別	作業予定量	作業実績量	縮 尺	精 度	作業実績量の地形、利用状況 筆 形 狀	備 考
------	-------	-------	-----	-----	------------------------	-----

2 経費の配分実績

31 昭和33年3月7日 金

昭和 年鳥取県指令愛耕第 号に基き、下記のとおり地籍調査の技術講習会を実施したので、鳥取県国土調査事業補助金交付要綱第6条により報告する。

鳥取県知事
助成

補助事業者

(口講書)

第
二
号

00608

第2900号

33 昭和33年3月7日 金曜日 鳥取県公報 第2900号

33 昭和33年3月7日

金曜日 鳥取県

2 経費の配分実績

鳥取県告示第七十八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定にもとづき指定医療機関として、次のものを指定した。

四

昭和三十三年三月七日

卷之三

三

三

昭和三十三年三月一日 小鹿診療所 東伯郡三朝町大字東小鹿字上野、五六〇の三

鳥取県告示第七十九号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基き道路の区域を次のように変更する。

昭和三十三年三月七日

卷之三

13

三

区		間		新別	數地の幅員	延長	備考
新	旧	新	旧	新	旧	新	旧
鳥取県氣高郡青谷町字長和瀬二九の一から ノ	九三三の一まで	鳥取県東伯郡羽合町大字長瀬字西ヲドロ七六四から ノ	大字久留字横道下一七五の一まで	鳥取県東伯郡羽合町大字長瀬三ツ江八〇七番地から ノ	北条町大字国坂字下朽谷六七六番地まで	鳥取県東伯郡羽合町大字田後字大俵六二八番地から ノ	大字長瀬字西ヲドロ七六四番地まで
新	旧	新	旧	新	旧	新	旧
一〇、五メートル	六、〇メートル	四、〇七、〇メートル	四、〇七、〇メートル	四、〇七、〇メートル	四、〇七、〇メートル	七、〇メートル	九三三の一まで
三三〇メートル	三三〇メートル	一九四メートル	一九四メートル	一、八二〇メートル	一、八二〇メートル	四二五メートル	鳥取県氣高郡青谷町字長和瀬二九の一から ノ
拡幅	在来道路 改築する道路	在来道路 改築する道路	在来道路 改築する道路	四二五メートル	四二五メートル	七、〇メートル	鳥取県東伯郡羽合町大字田後字大俵六二八番地から ノ
新	旧	新	旧	新	旧	新	旧
一〇、五メートル	六、〇メートル	四、〇七、〇メートル	四、〇七、〇メートル	四、〇七、〇メートル	四、〇七、〇メートル	七、〇メートル	北条町大字国坂字下朽谷六七六番地まで
三三〇メートル	三三〇メートル	一九四メートル	一九四メートル	一、八二〇メートル	一、八二〇メートル	三九五メートル	鳥取県東伯郡羽合町大字田後字大俵六二八番地から ノ
拡幅	在来道路 改築する道路	在来道路 改築する道路	在来道路 改築する道路	四二五メートル	四二五メートル	七、〇メートル	鳥取県氣高郡青谷町字長和瀬二九の一から ノ

37	昭和33年3月7日	金曜日	鳥取県公報	第2900号
			農業職	建築職
林業職	六	万木	田中	土井 康稔
三一政久	一四	徳持順之輔	河田 賢一	遠藤 一夫
二五穀住	八	三好 環	上田 弘美	広瀬 英一
七竹下	二〇	嘉勝	嘉勝	

六 豊岡 友義	一〇〇九 江田 幸範
五 西村 紀雄	(以上六名)
二 牛尾 雅登	
	(以上三名)
二七 須崎 瞳夫	
五 田中 章雄	
一〇〇九 守屋 利正	
	(以上七名)
三四 清水 一也	
四三 吉次 信義	
二 井上 明	
二 小林 節郎	

畜産職	一八	岡本和也	三二	野田健治
二三	中森 悅夫	一七	太田 勝巳	
二四	石田 一成	六	正田 伝培	
二九	衣川 誠	一三	藤原 三男	
五一	坂口勘五郎	一〇〇六	生田 常雄	
五一	坂口勘五郎	(以上八名)		
畜系職	一〇〇二	山崎 隆達	三	今西 正
二二	己越 虎治	(以上三名)		
農芸化学職	一〇	門脇 永幸	二三	浜本 典雄
農業土木職	一〇	森田 則康	(以上三名)	
七閣	一九	山下 弘蔵		
聖	(以上三名)			

人事委員会規則

職員の初任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年三月七日

鳥取県人事委員会委員長 中本覚藏

鳥取県人事委員会規則第二号

職員の初任給、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

（一）一部を改正する規則

附則第一項中「昭和三十一年四月一日から昭和三十三年三月三十日までの間は、」を「職員が退職する際、鳥取県職員退職手当支給条例（昭和二十四年八月鳥取県条例第五十六号。以下「退職手当支給条例」という。）第三条の規定の適用を受ける場合においては当分の間、退職手当支給条例第四条の規定の適用を受ける場合にお

この規則は、公布の日から施行する。

(初級試験)

一般事務職

受験番号 氏名

受験番号 氏名

一四九 山根恵美子

二〇四 西村 竹夫

土木職

八六 中尾 三郎

岩倉 登

二〇七 二五〇

横山 規了
(以上三六名)

二二一 中原 達雄

三二七 井上 勉

木家 忠則

一〇一 一〇一

木家 忠則

一〇九 美甘 賴昭

一〇六〇 田中 広美

一一二 九米田 尚

西郷 武経

一〇〇七

西郷 武経

二 林原 寛

一〇二一 藤田紀美子

五一 川上 道春

平林 光治

一〇一〇

平林 光治

七 山本美喜雄
(以上六名)

一〇三 北村 輝雄

一二一 石井 達郎

木家 忠則

一〇一 一〇一

木家 忠則

一〇九 美甘 賴昭

一一〇一 国政 寿

一三九 森田 方久

横山 昌平

二 宮部 泰一

三 中尾 高男

(以上三名)

一〇六九 清水 康正

一五二 野島 美佐恵

林業職

七 横山 昌平

一 杉本 嶽

七 山本美喜雄
(以上六名)

五七 長谷川治美

一九七 苗村 武

建築職

二 宮部 泰一

三 中尾 高男

(以上三名)

一三四 白岩貴志子

二二三 北村 実

二 宮部 泰一

四 岡本 正和

五 岡本 正和

一 杉本 嶽

二九五 丸山喜久枝

一九七 三二四 清水 善雄

林業職

六 岡本 正和

七 岡本 正和

一 杉本 嶽

二九八 金田 隆盛

一〇七九 竹本 薫

蚕糸職

八 津村 千広

九 上野準之助

(以上五名)

三五〇 安木 文子

一二〇一 清水 善雄

建築職

九 上野準之助

一〇〇四 井上 裕暉

二 下原二三子

三五 伊藤 晃

二八一 渡辺 子鶴

二 宮部 泰一

三 岡本 正和

四 松本 真一

(以上四名)

二九八 金田 隆盛

一〇七九 増井 勲一

蚕糸職

八 津村 千広

九 上野準之助

二 下原二三子

三五 白岩 正

一二四九 岡田 博子

建築職

九 上野準之助

一〇〇四 井上 裕暉

二 下原二三子

中原 美江

二八一 渡辺 子鶴

建築職

九 上野準之助

一〇〇四 井上 裕暉

二 下原二三子

中原 美江

三四一 鑑築 紘二

建築職

九 上野準之助

一〇〇四 井上 裕暉

二 下原二三子

中原 美江

三四一 鑑築 紘二

建築職

九 上野準之助

一〇〇四 井上 裕暉

二 下原二三子

中原 美江

三四一 鑑築 紘二

建築職

九 上野準之助

一〇〇四 井上 裕暉

二 下原二三子

中原 美江

三四一 鑑築 紘二

建築職

九 上野準之助

一〇〇四 井上 裕暉

二 下原二三子

中原 美江

三四一 鑑築 紘二

建築職

九 上野準之助

一〇〇四 井上 裕暉

二 下原二三子

中原 美江

三四一 鑑築 紘二

建築職

九 上野準之助

一〇〇四 井上 裕暉

二 下原二三子

中原 美江

三四一 鑑築 紘二

建築職

九 上野準之助

一〇〇四 井上 裕暉

二 下原二三子

中原 美江

三四一 鑑築 紘二

建築職

九 上野準之助

一〇〇四 井上 裕暉

二 下原二三子

中原 美江

三四一 鑑築 紘二

建築職

九 上野準之助

一〇〇四 井上 裕暉

二 下原二三子

中原 美江

三四一 鑑築 紘二

建築職

九 上野準之助

一〇〇四 井上 裕暉

二 下原二三子

中原 美江

三四一 鑑築 紘二

建築職

九 上野準之助

一〇〇四 井上 裕暉

二 下原二三子

中原 美江

三四一 鑑築 紘二

建築職

九 上野準之助

一〇〇四 井上 裕暉

二 下原二三子

中原 美江

三四一 鑑築 紘二

建築職

九 上野準之助

一〇〇四 井上 裕暉

二 下原二三子

中原 美江

三四一 鑑築 紘二

建築職

九 上野準之助

一〇〇四 井上 裕暉

二 下原二三子

中原 美江

三四一 鑑築 紘二

建築職

九 上野準之助

一〇〇四 井上 裕暉

二 下原二三子

中原 美江

三四一 鑑築 紘二

建築職

九 上野準之助

一〇〇四 井上 裕暉

二 下原二三子

中原 美江

三四一 鑑築 紘二

建築職

九 上野準之助

一〇〇四 井上 裕暉

二 下原二三子

中原 美江

三四一 鑑築 紘二

建築職

九 上野準之助

一〇〇四 井上 裕暉

二 下原二三子

中原 美江

三四一 鑑築 紘二

建築職

九 上野準之助

一〇〇四 井上 裕暉

二 下原二三子

中原 美江

三四一 鑑築 紘二

建築職

九 上野準之助

一〇〇四 井上 裕暉

二 下原二三子

中原 美江

三四一 鑑築 紘二

建築職

九 上野準之助

一〇〇四 井上 裕暉

二 下原二三子

中原 美江

三四一 鑑築 紘二

建築職

九 上野準之助

一〇〇四 井上 裕暉

二 下原二三子

中原 美江

三四一 鑑築 紘二

建築職

九 上野準之助

一〇〇四 井上 裕暉

二 下原二三子

中原 美江

三四一 鑑築 紘二

建築職

九 上野準之助

一〇〇四 井上 裕暉

二 下原二三子

中原 美江

三四一 鑑築 紘二

建築職

九 上野準之助

一〇〇四 井上 裕暉

二 下原二三子

中原 美江

三四一 鑑築 紘二

建築職

九 上野準之助

一〇〇四 井上 裕暉

二 下原二三子

中原 美江

三四一 鑑築 紘二

建築職

九 上野準之助

一〇〇四 井上 裕暉

二 下原二三子

中原 美江

三四一 鑑築 紘二

建築職

九 上野準之助

一〇〇四 井上 裕暉

二 下原二三子

中原 美江

三四一 鑑築 紘二

建築職

九 上野準之助

一〇〇四 井上 裕暉

二 下原二三子

中原 美江

三四一 鑑築 紘二

建築職

九 上野準之助

一〇〇四 井上 裕暉

二 下原二三子

中原 美江

三四一 鑑築 紘二

建築職

九 上野準之助

一〇〇四 井上 裕暉

二 下原二三子

中原 美江

三四一 鑑築 紘二

建築職

九 上野準之助

一〇〇四 井上 裕暉

二 下原二三子

中原 美江

三四一 鑑築 紘二

建築職

九 上野準之助

一〇〇四 井上 裕暉

二 下原二三子

中原 美江

三四一 鑑築 紘二

建築職

九 上野準之助

一〇〇四 井上 裕暉